

2024年度版

移住・就業支援金の御案内

伊豆の国市
企画課

目 次

	頁
1 移住元要件	1
2 移住先要件	4
3 支援金の額	8
4 申請書類	9
5 交付の条件	12
6 支援金の返還	13
7 申請の期限	14
8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法	15
(参考) 申請書の記入例	16

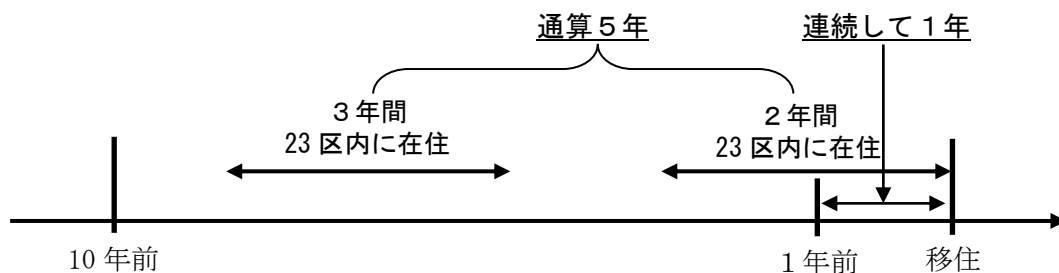
申請時において、次の「1 移住元要件」と「2 移住先要件」の両方を満たす方が、移住・就業支援金の対象者となります

1 移住元要件

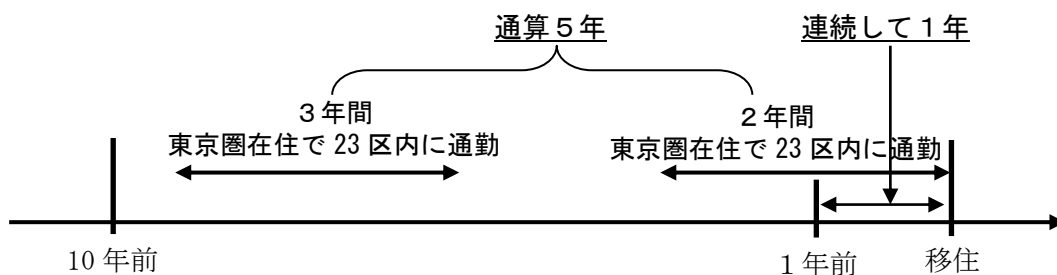
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当すること

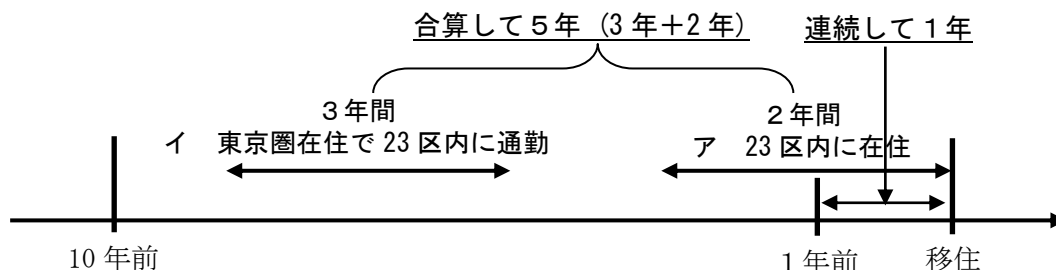
ア 伊豆の国市へ移住（※1）をする直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住をする直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住していたこと」



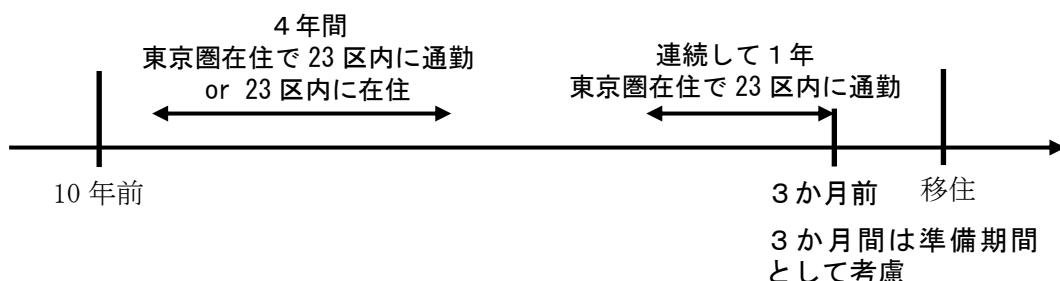
イ 伊豆の国市へ移住をする直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住をする直前に連続して1年以上、「東京23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうち条件不利地域（※2）以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤（※3）をしていたこと」



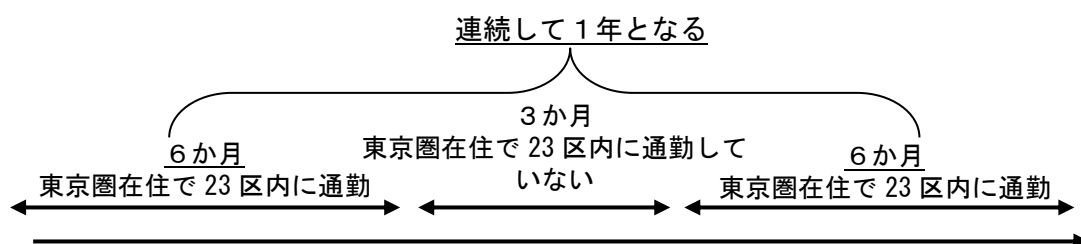
（注1）「ア 東京23区内に在住していたこと」と「イ 東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住をする直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住をする直前に連続して1年以上」を満たしても対象となります。



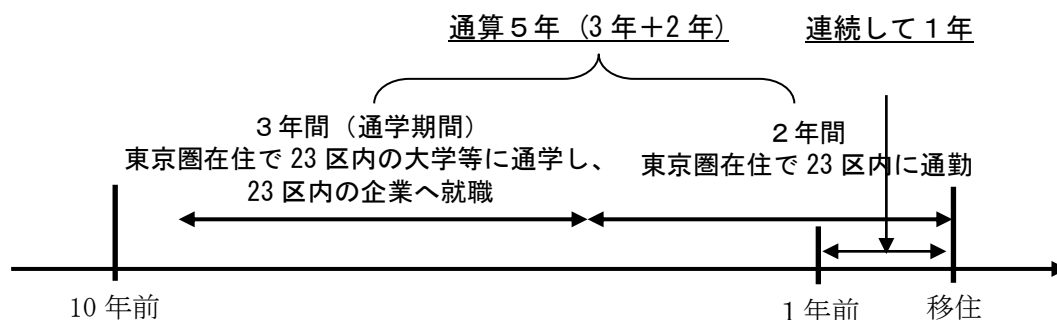
(注2) 「移住をする直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住をする3か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3か月の期間中に東京圏(条件不利地域を除く)から転出している場合は対象外となります)



(注3) 「移住をする直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「連続して」の「通勤」については、3か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。



(注4) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として対象期間に加算できます。



※1 「移住」とは、住民票を伊豆の国市に異動し、生活の本拠を伊豆の国市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは、移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。
東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅

村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、長瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

- ※3 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。また、法人経営者、個人事業主、公務員として東京 23 区内へ通勤していた方も対象となります。

(2) 次のア～オの全てに該当すること

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
- エ その他市長が適当でないと認めた者でないこと。

2 移住先要件

次の（１）～（５）のいずれかに該当する方

- (1) ①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業（一般の場合）
- (2) ①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業（専門人材の場合）
- (3) ①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たすテレワーク
- (4) ①の要件を満たす移住、かつ、⑤の要件を満たす関係人口
- (5) ①の要件を満たす移住、かつ、⑥の要件を満たす起業

① 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当すること

ア 支援金の申請時において、移住後１年以内であること。

※令和５年１２月１２日以前に移住をした方は、移住後３か月以上１年以内。

イ 伊豆の国市に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

② 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～キの全てに該当すること

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 都道府県のマッチングサイト（※４）に掲載されている支援金対象求人に就業すること。

ウ 申請者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務（※５）を務めている中小企業等への就業でないこと。

エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該中小企業等に就業していること。

※令和５年１２月１２日以前に移住をした方は、当該中小企業等に連続して３か月以上在職していること。

オ マッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした（※６）こと。

カ 就業した当該中小企業等に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※４ 「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「しずおか就職 net」や、その他の都

道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

しずおか就職 net 内 静岡県移住・就業支援金求人サイト
(<https://shizuoka-job.jp>)

※5 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

○会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）

取締役、会計参与、監査役

○社会福祉法人

理事、監事、評議員、会計監査人

○医療法人、NPO 法人

理事、監事

※6 「応募をした」とは、採用面接の申込みを行ったことをいいます。

③ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業（※7）又は先導的人材マッチング事業（※8）を利用して（※9）令和3年3月1日以降に就業し、次のア～オの全てに該当する必要があります。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において就業していること。

※令和5年12月12日以前に移住をした方は、連続して3か月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※7 「プロフェッショナル人材事業」とは、各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

※8 「先導的人材マッチング事業」とは、内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

※9 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用の有無については、就業先の企業へお問い合わせください。

④ テレワークに関する要件

次のア、イの両方に該当すること

ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を伊豆の国市に異動した場合であって、伊豆の国市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

※法人経営者や個人事業主の方は、企画課へ個別に御相談ください。

⑤ 関係人口に関する要件

次のア～エの全てに該当すること

ア 若年世帯（※10）若しくは子育て世帯（※11）を構成する者又は移住時において40歳未満の単身者であること。

イ 移住前に、伊豆の国市又は静岡県移住相談センターに対し、伊豆の国市への移住に関する相談を行っており、伊豆の国市の移住相談カードへの記載がある者その他類する方法により相談の記録が確認できる物への記載がある者が同一世帯に属していること。

ウ 支援金の申請時において、就業等（※12）している者が同一世帯に属していること。

エ 次のいずれかに該当する者が同一世帯に属していること。

（ア）本市内の中学校を卒業した者又は中学校卒業時において伊豆の国市内に住所を有し、市外の中学校を卒業した者

（イ）移住をした日から起算して過去3年間において、2回以上、伊豆の国市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に定める施設に限る。）を利用し、宿泊したことがある者

（ウ）移住をした日から起算して過去3年間において、1回以上、伊豆の国市にふるさと納税寄附をしたことがある者

※10 「若年世帯」とは、移住時において、夫及び妻がいずれも40歳未満の夫婦（戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による婚姻の届出をし受

理された夫婦又は届出をしていないが事実上婚姻関係にあると市長が認められた男女をいう。)を含む世帯をいいます。

※11 「子育て世帯」とは、移住時において、小学生以下の子どもを含む世帯をいいます。

※12 「就業等」とは、次のいずれかに該当する就業状況をいいます。

- a 法人又は団体に正規雇用(※13)されていること。
- b 個人事業者に正規雇用されていること。
- c 個人で農業、漁業、その他の事業を営んでいること又はその事業専従者(所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第3項に規定する事業専従者をいう。)であること。
- d その他市長が第1号から第3号までの就業状況と同等であると認める就業状況であること。

※13 「正規雇用」とは、次の全てに該当する雇用形態をいいます。

- a 期間の定めのない労働契約を締結していること。
- b 所定の労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定の労働時間と同じであること。
- c 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

⑥ 起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること(起業支援金の詳細については、起業支援金事務局「(公財)静岡県産業振興財団 054-254-4511」へお問い合わせください。)

3 支援金の額

支援金の額は次のとおりです（申請は同一世帯で1回限りとなります）。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯（※14）での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員（※15）を帯同して移住する場合	〈令和4年4月1日以降に移住した方〉 18歳未満の者1人につき30万円を加算
	〈令和5年4月1日以降に移住した方〉 18歳未満の者1人につき100万円を加算

※14 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の居住地において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。

※令和5年12月12日以前に移住をした方は、移住後3か月以上1年以内。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※15 18歳未満の者

18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において、18歳未満の世帯員をいいます（申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象となります）。

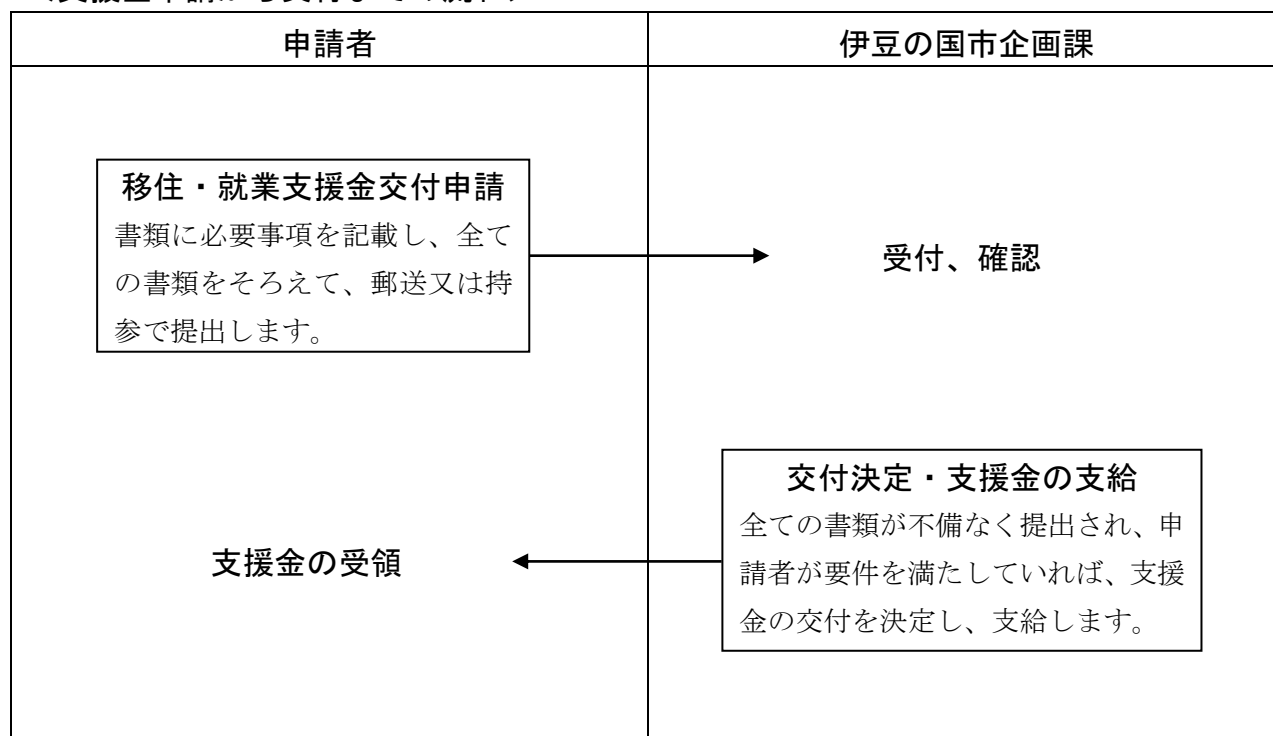
18歳未満の世帯員は、原則どのような続柄であっても対象となりますが、申請者の配偶者である場合は対象となりません。

4 申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

区分	申請書類チェック欄
(1) 全員が提出必須の書類	10ページ
(2) 東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤をしていた方のみ	11ページ
(3) 東京圏に在住し、東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ	11ページ
(4) 東京圏から東京 23 区内の大学に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方のみ (通学期間も移住元としての対象期間に含める場合)	11 ページ
(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ	11 ページ

<支援金申請から交付までの流れ>



(1) 全員が提出必須の書類

- 移住・就業支援金交付申請書（様式第1号）
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 住民票
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元での住民票の除票（又は、戸籍の附票）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の市区町村における市区町村税に滞納がないことを証する書類
※未納がないことを証する書類（完納証明書）又は申請日の直前1年分の市区町村税の納税証明書
- 移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- 暴力団排除に関する誓約書（様式第7号）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 口座振込依頼書（様式第8号）

<以下は移住先の形態等で該当するものを提出>

① 就業の場合

- 就業証明書（就業申請用）（様式第3号）
※就業先で記載してもらってください。

② テレワークの場合

- 就業証明書（テレワーク申請用）（様式第4号）
※所属先企業等で記載してもらってください。

③ 関係人口の場合

- 就業証明書（関係人口申請用）（様式第5号）
※所属先企業等で記載してもらってください。
- 移住・就業支援金の交付申請に関する同意書（様式第6号）
又は市内に宿泊した際の領収書等の写し
※様式第6号に同意しない場合は、市内の中学校を卒業したこと等を証する書類の写し又は伊豆の国市にふるさと納税寄附をしたことを証する書類の写しを提出してください。

④ 起業の場合

- 起業支援金の交付決定通知書のコピー

(2) 東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤をしていた方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
例) 就業証明書、退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

(3) 東京圏に在住し、東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
例) 開業届出済証明書等、納税証明書、事業に伴う契約書、在勤地の不動産に係る賃貸借契約書等

(4) 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した方のみ

(注) 通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

- 在学期間や卒業校を確認できる書類
例) 卒業証明書、成績証明書等
- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
例) 就業証明書、退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ

- (法人経営者の方のみ) 履歴事項全部証明書の写し
※発行後3か月以内のものに限ります
- (個人事業主の方のみ) 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し
- (個人事業主の方のみ) 事業開始等申告書の控えの写し
- 事業に係る納税証明書
- 移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類
例) 業務の取引に係る契約書、注文書(発注書)、注文請書(受注書)等
※移住前から申請時点まで同様の業務を行っていることが契約期間等により確認できるもの

5 交付の条件

次の（１）～（３）は、交付を決定する際の条件となります。

- （１） 申請した日から５年以内に、伊豆の国市での居住が困難となった場合は、速やかに伊豆の国市に報告してその指示を受けること。
- （２） 支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに伊豆の国市に報告してその指示を受けること。
- （３） 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び伊豆の国市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

6 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から3年未満に伊豆の国市から転出した場合
- ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に伊豆の国市から転出した場合

7 申請の期限

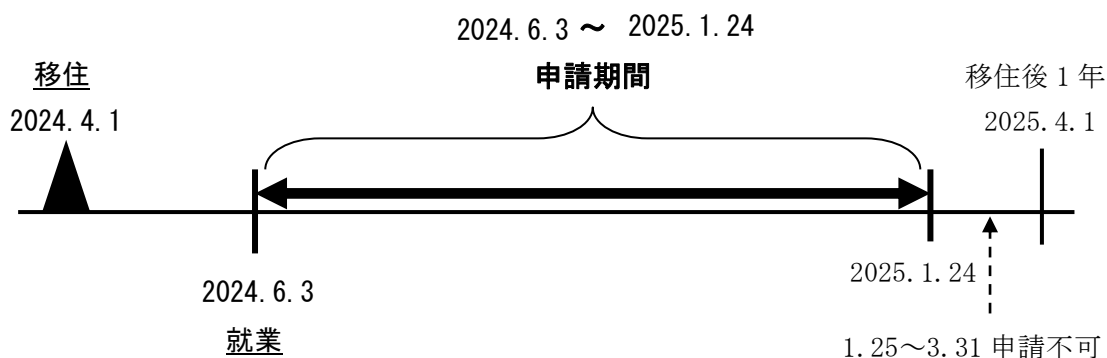
2025年1月24日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たした場合または対象となるかどうか不明な場合、早めに窓口へご相談ください。

<申請期間>

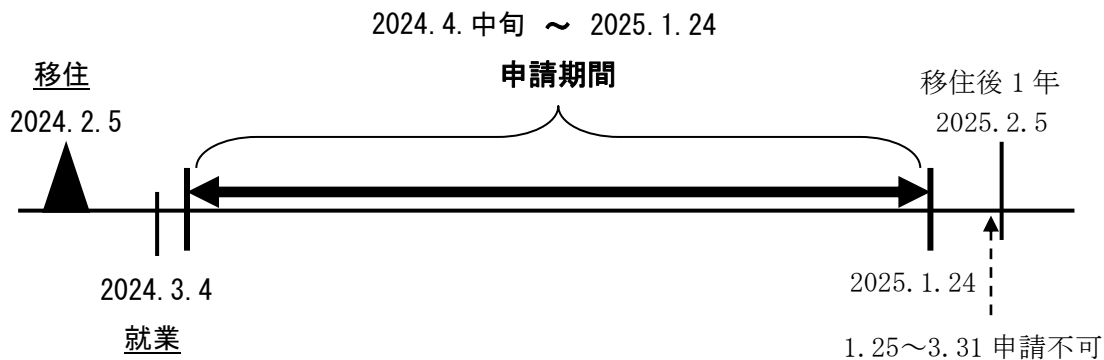
○パターン1

2024年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



○パターン2

2024年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法

(1) 問い合わせ先、申請書の提出先

伊豆の国市役所 企画財政部 企画課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡340-1

電話番号 055-948-1413

F A X 055-948-2915

E-Mail kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp

(2) 提出方法

申請先へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可

※ 郵送の場合は提出書類に不備がなかった場合のみ受付します。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

移住・就業支援金交付申請書

〇〇年 〇月 〇日

伊豆の国市長 山下 正行 様

伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ	シズオカ ケンイチ		生年月日
氏名	静岡県 県一		西暦1977年7月〇日
住所	〒410-2292 伊豆の国市長岡340-1	電話番号	055-948-1413
メールアドレス	iju@pref.shizuoka.lg.jp		

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	<input type="radio"/> 単身	<input type="radio"/> 世帯	世帯の場合は同時に移住をした家族の人数 （1の申請者は含まない）	3人
支援金の種類	<input checked="" type="radio"/> 就業	<input type="radio"/> 起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 （令和4年4月1日以降に移住をした場合のみ）	1人

3 就業・企業等の要件（該当する欄に○を付けてください）

就業の場合	テレワークの場合
関係人口の場合	起業の場合

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、伊豆の国市に居住する意思について （就業・起業の場合のみ記載）	<input type="radio"/> A. 意思がある	<input type="radio"/> B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について （就業の場合のみ記載）	<input type="radio"/> A. 意思がある	<input type="radio"/> B. 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	<input type="radio"/> A. 3親等以内の親族に該当しない	<input type="radio"/> B. 3親等以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載) 伊豆の国市への移住の意思について	<input type="radio"/> A. 自己の意思である	<input type="checkbox"/> B. 所属からの命令である
------------------------------------	-----------------------------------	--

4 移住元の住所

(注) 移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
2013年4月2日 ～2015年4月10日	〒1××-×××× 東京都○×市△□××○号
2015年4月10日 ～2019年8月9日	〒1□×-×××× 東京都○○市△△××○号
2019年8月9日 ～2024年3月31日	〒2□×-×××× 神奈川県○○市△△××○号
	〒
	〒

5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴

(注) 5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業先の住所
2017年4月1日 ～2024年3月31日	○○△株式会社	東京都△△区××

6 (東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載)

東京特別区への通学履歴

期 間	通学先	通学先の住所
2013年4月1日 ～2017年3月17日	○○大学△△学部	東京都△△区××

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	株式会社○△ ××事業部 △課
住所	〒1□×-×××× 東京都○○市△△××○号
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 1回程度 ／ 行くことはない ／ その他 ()

管理コード (伊豆の国市使用欄)	
------------------	--

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び伊豆の国市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満に伊豆の国市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条(2)を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に伊豆の国市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、伊豆の国市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び伊豆の国市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

〇〇年 〇月 〇日

伊豆の国市長 山下 正行 様

住所 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

申請者 氏名 静岡 県一

(署名又は記名押印)

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就業証明書（就業申請用）

〇〇年 〇月 〇日

伊豆の国市長 山下 正行 様

所在地 静岡市葵区〇〇△番×号

事業所名 〇〇〇株式会社

代表者名 〇〇 〇〇 ㊟

電話番号 054-221-〇〇〇〇

担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	静岡 県一
勤務者住所	伊豆の国市長岡340-1
勤務先所在地	静岡市葵区〇〇△番×号
勤務先電話番号	054-221-〇〇〇〇
就業年月日	〇年8月19日
応募受付年月日	〇年7月10日 ←採用面接の申込みを行った日を記載
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	<p>目的達成後に離職することが前提ではない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業</p>

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び伊豆の国市の求めに応じて、同県及び同市町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就業証明書（テレワーク申請用）

〇〇年 〇月 〇日

伊豆の国市長 山下 正行 様

所在地 東京都〇〇市△△××〇号
 事業所名 株式会社〇〇
 代表者名 〇〇 〇〇 印
 電話番号 03-△△△△-△△△△
 担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	静岡 県一
勤 務 者 住 所 (移住前)	東京都〇〇区△△
勤 務 者 住 所 (移住後)	伊豆の国市長岡340-1
勤務先部署の所在地	〒1□×-×××× 東京都〇〇市△△××〇号
勤務先電話番号	03-△△△△-△△△△
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び伊豆の国市の求めに応じて、同県及び同市町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第5号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就業証明書（関係人口申請用）

〇〇年 〇月 〇日

伊豆の国市長 山下 正行 様

所在地 東京都〇〇市△△××〇号
 事業所名 株式会社〇〇
 代表者名 〇〇 〇〇 印
 電話番号 03-△△△△-△△△△
 担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	静 岡 県 一
勤 務 者 住 所	伊豆の国市長岡340-1
勤 務 者 住 所 (実際の勤務地)	静岡市葵区〇〇△番×号
勤務先名称	〒1□×-×××× 東京都〇〇市△△××〇号
勤務先電話番号	03-△△△△-△△△△
就業年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
雇用形態	正規雇用 (※)

※ この証明書において「正規雇用」とは、次の要件の全てに該当する雇用形態をいいます。

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結していること
- (2) 所定の労働時間が貴社（団体）に雇用されている通常の労働者の労働時間と同じであること
- (3) 貴社（団体）に雇用されている通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定の方法、支給形態、賞与、退職金、休日等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び伊豆の国市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第6号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

移住・就業支援金の交付申請に関する同意書
（関係人口申請用）

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり同意します。

同意事項（該当する欄にチェックを付けてください）

- 伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱第3条第4号エ(7)の要件を満たしていることを確認するため、伊豆の国市が伊豆の国市教育委員会に対し中学校の卒業状況を調査することに同意します。

卒業時の状況	住 所	伊豆の国市四日町 772
	フリガナ	シズオカ ケンイチ
	氏 名	静岡 県一

- 伊豆の国市移住・就業支援金交付要綱第3条第4号エ(8)の要件を満たしていることを確認するため、伊豆の国市が本市へのふるさと納税寄附状況を調査することに同意します。

ふるさと納税寄附の状況	〇〇年〇〇月頃
-------------	---------

備考 同意しない場合は、市内の中学校を卒業したこと等を証する書類の写し又は本市にふるさと納税寄附をしたことを証する書類の写しを提出する必要があります。

〇〇年 〇月 〇日

伊豆の国市長 山下 正行 様

住所 伊豆の国市長岡 340-1

申請者

氏名 静岡 県一 ㊟

様式第7号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

暴力団排除に関する誓約書

伊豆の国市移住・就業支援金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、伊豆の国市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（伊豆の国市暴力団排除条例に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（伊豆の国市暴力団排除条例に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 暴力団員等の反社会的勢力
 - (5) 暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者

〇〇年 〇月 〇日

伊豆の国市長 山下 正行 様

（誓約者）

住 所 伊豆の国市長岡 340-1

氏 名 静岡 県一 （署名又は記名押印）

住 所 伊豆の国市長岡 340-1

氏 名 静岡 絢子 （署名又は記名押印）

様式第8号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

口座振込依頼書

〇〇年 〇月 〇日

伊豆の国市長 山下 正行 様

住所 伊豆の国市長岡340-1

氏名 静岡 県一

電話番号 055-948-1413

下記のとおり移住・就業支援金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	ふじのくに 銀行 金庫 農協	店 県庁 出張所 所
預金種別	普通預金	
預金口座番号	1 2 3 4 5	
フリガナ	シズオカ ケンイチ	
口座名義人	静岡 県一	

記入例

様式第9号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

移住・就業支援金交付決定通知書再交付願

〇〇年〇月〇日

伊豆の国市長 山下 正行 様

移住・就業支援金交付決定通知書を再交付願います。

フリガナ	シズオカ ケンイチ		生年月日
氏名	静岡県一		西暦1977年7月〇日
住所	〒410-2292 伊豆の国市長岡340-1	電話番号	055-948-1413
再交付理由	〇〇のため		
通知書の利用目的	フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けるため		

（注） 本再交付願に加え、返信用封筒（84円切手を貼付の上、上記記載の郵便番号、住所及び氏名を記入）を提出してください。